

永平寺キャンパス 交流センター エレベータ更新工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
EV-01	機械設備工事特記仕様書1	E-01	電気設備工事特記仕様書1
EV-02	機械設備工事特記仕様書2	E-02	電気設備工事特記仕様書2
EV-03	配置図・付近見取図	E-03	電気設備工事 配置図・付近見取図
EV-04	各階平面図	E-04	幹線コンセント設備 1・2・3階平面図（現況）
EV-05	昇降路平面図、仕様書	E-05	幹線コンセント設備 1・2・3階平面図（更新後）
EV-06	昇降路縦断面図、レール建て図、出入口穴明図	E-06	弱電設備 系統図
EV-07	昇降機意匠図	E-07	弱電設備 1・3階平面図（現況・更新後）
EV-08	既設昇降機撤去図	E-08	火災報知設備 系統図・エネルギーセンター平面図
		E-09	火災報知設備 1・3階平面図（更新後）

[illegible]

機械設備工事特記仕様書

(R 2. 4改訂)

I. 工事概要

1. 工事場所 福井県永平寺町松岡兼定島地係
2. 建物概要

構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	消防法施行令 別 表 第 一	建築基準法 別表第一の用途	備 考
A：交流センター	RC	3	3352.39	7 項	学校
B：					
C：					
D：					

3. 工 事 種 目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)

棟別および屋外 工 事 種 目	適 用 区 分				
	A	B	C	D	屋 外
空気調和設備	○	○	○	○	
換気設備	○	○	○	○	
排煙設備	○	○	○	○	
自動制御設備	○	○	○	○	
衛生器具設備	○	○	○	○	
給水設備	○	○	○	○	○
排水設備	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	
消火設備	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○
浄化槽設備	○	○	○	○	○
昇降機設備	●	○	○	○	
撤去工事	●	○	○	○	○

- ４．別契約の関連工事**
- ☐建築関係工事 ☐電気関係工事 ☐給排水関係工事 ☐空調関係工事
☐その他工事（ ）

5. 工 期
別に示す公告等による。
(但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日完成)
指定部分

II. 工事仕様

- ## 1. 共通仕様
- 1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房営繕部の仕様書等による。
 - 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事情編）（平成31年版）」（以下、「標準仕様書」という。）
 - 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事情編）（平成31年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）
 - 「公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事情編）（平成31年版）」（以下、「標準圖」という。）
 - 2) 工事種目に電気設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。
 - 3) 設計変更の対象事項および手続きなびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約（総合ガイドライン）（総合版）」（福井県土木部）におけるガイドラインによる。

2. 特記仕様

- 1) 項目および特記事項は、※、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。

項 目		特 記 事 項
一 般 事 項	●施工条件	現場説明書による。
	●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領による。
	●近接工事の間接費等の調整について	密接に関係のある同一工事区内の追加工事（同一工種とは限らない）を現工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を賃したもので落札後調整を行う。
	●施工計画書	標準仕様書第1編1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
	●施工体制の確保	建設法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。 (1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監督技術者および主任技術者（下請負を含む）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報の登録（工事請負代金額が500万円以上の工事） 工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえで、限内に登録機関に登録申請をしなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない (3) 名札の着用 監督技術者および主任技術者（下請負を含む）および元請業者の専門技術者は、工事場内において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。
	●官公署その他への手続	工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。
	●主任技術者等の資格	別に示す公告等による。
	●技能士（1級）の適用	下記の職種について適用するよう努める。 ○配管（配管工事） ○建築板金（ダクト製作および取付け） ○熱絶縁施工（保温工事） ○冷凍空調調機器施工（冷凍空調機器の据付および整備 ○（

- | | |
|---------------------------------|--|
| 工事用資材の選定 | 工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中から調達および県産品の活用にも努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。 |
| ●設備機材等 | 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。
また、設備機材等の製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承認を受けるものとする。
(1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。
(3) 安定的な供給が可能であること。
(4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。
(5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。
(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 |
| ●機材等 の 検査・試験 | 標準仕様書または改修標準仕様書による。 |
| ●工事検査・技術検査 | 監督職員の指示による。 |
| ○工事成績評定の対象
(工事成績評定要領
第2条) | ※諸負金額 250万円以上の場合、評定する。 ○250万円未満の場合、評定しない。
○評定しない(○応急工事 ○取壊解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格品据付工事
○規格品交換工事 ○部品交換工事 (オーパホーム含む) ○その他) |
| ●化学物質を放散させる
建築材料等の使用制限 | 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用するものとする。
(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用するものとする。
(3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジオ-n-ブチル酸及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用するものとする。
(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。
なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものとして、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。
また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。
ホルムアルデヒドの放散量
規 制 対 象 外
① J I S および J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品
② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
第 三 種
① J I S および J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品
② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
③ 建築基準法施工令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 |
| ○室内空気中の
化学物質の濃度測定
および確認 | ※ 24 時間測定 ○ () 時間測定 延べ () 箇所
(1) 測定対象室および各室測定箇所数 ※図示 ○ ()
(2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン)
測定はパッシブ型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。
測定対象物質の濃度を測定し、報告する。 |
| ●電気工物の種類 | ※事業用電気工物物 ○一般用電気工物物 |
| ●電気保安技術者 | 標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。 |
| ●品質管理 | 標準仕様書第 1 編 1.3.4 または改修標準仕様書第 1 編 1.3.4 による。 |
| ●施工中の安全確保
および環境保全 | 施工中の安全確保および環境保全は標準仕様書第 1 編 1.3.5 および 1.3.8 または改修標準仕様書第 1 編 1.3.5 および 1.3.9 による。 |
| ●火気の取り扱い | 改修標準仕様書第 1 編 1.3.6 による。 |
| ●施工調査 | 施工計画調査は、改修標準仕様書第 1 編 1.5.1 による。
事前調査の内容は次のとおり。
調査項目 改修対象建物および同建物内設備配管・ダクト等・屋外設備配管等埋設物
調査範囲 本工事と取り合いのある範囲および本工事の施工により影響がおよぶ範囲
調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による。 |
| ●地中埋設物等 | 標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。
施工前に当該工事に係る地中埋設物等(建物または施設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設埋設物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法および試験駆動方法を監督職員と協議する。
はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。
施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管等の位置に墨出しを行う。
放射線透過検査については、監督職員の指示による。 |
| ●非破壊調査 | 工法等の調査は、標準仕様書第 1 編 1.5.7 または改修標準仕様書第 1 編 1.6.8 による。 |
| ●工法等の提案 | |
| ●工事用電力
・水・その他 | (1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用 ※含む ○含まない
(2) 本電源受電後、引き渡しまでの電気料金 ※含む ○含まない
(水道料金およびガス料金も同様とする。ただし、増設工事については増加分) |
| ●現場表示板 | 地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、県内間伐材を使用し、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。 |
| ●工事用仮設物 | 構内につくこと ※できる ○できない |
| ●足場・作業構台 | 別契約の関係で設置が定まっているものは、無償で使用できる。
※ 本工事で設置する場合は改修標準仕様書第 1 編 2.2.1 によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における 2 の (2) 手すり据置き方式または (3) 手すり先行専用足場方式により行うこと。
内部足場 ※A 種、B 種、C 種、D 種 ○E 種(単管足場)
○F 種(くさ緊結式足場) ○G 種(枠組足場)
外部足場 ※A 種(枠組足場) ○B 種(くさ緊結式足場) ○C 種(単管足場)
※D 種、E 種 ○F 種(高所作業車) |
| ○仮設間仕切り | なお、単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督職員の指示による。
屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第 1 編 2.2.3 による。 |
| ●養生 | 標準仕様書第 1 編 1.3.10 または改修標準仕様書第 1 編第 3 章による。
既存部分の養生 ※行う ○行わない
養生の方法 ※改修標準仕様書による ()
固定された備品、机・ロッカー等移動・使用 ○行う 数量等 () ※行わない |
| ●後片付け | 標準仕様書第 1 編 1.3.11 または改修標準仕様書第 1 編 3.1.11 による。 |

●撤去

○再使用機械	工作物搬去後の修繕は（※モルタル修繕 ○ ）とする。 取外し後再使用する機械は、改修修繕準仕様書第1編 1.4.3 による。なお、ファンコイルユニット等の見えがかり部分、洗剤を使用するなどして十分に清掃を行う。														
○発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編 1.3.9 または改修修繕準仕様書第1編第5章による。 引き渡しを要するもの ※なし ○あり（機器類・金属類） 家電リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり（図示） フロン系冷媒使用機器の撤去 ○なし ○あり 上記機器類の撤去は改修修繕準仕様書第3編2.4.2、2.4.3及び第5編2.3.2による。 (2) 土壌については関係法令に従い適切に破砕処分を行う。 （家電リサイクル法対象機器を除く） 運搬および処分費 ※本工事 ○別途 (3) 次のアスベスト含有資材を含む部分の施工中に際しては関係法令に従い適切な対策を じた上、適切に処分すること。 ○ダクトパッキン ○配管エルボ部保温材 ○煙道の断熱材 ○ボード等内外装材 ○分析調査によりアスベスト含有資材と判定されたもの (4) 上記(3)に示す部位のうち、アスベスト含有調査の判断は以下による。 ダクトパッキン ※含有をみなしと調査不要 ○含有をみなしとせず調査必 配管エルボ部保温材 ※含有をみなしと調査不要 ○含有をみなしとせず調査必 ボード等内外装材 ※含有をみなしと調査不要 ○含有をみなしとせず調査必 (5) 次のアスベスト含有調査により、資材類のアスベスト含有の有無を確認する。 ※JIS A 1481-2「試験採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方 法」またはJIS A 1481-3「アスベスト含有率の X 線回折定量分析方法」による。 調査費用 ※本工事 ○別途 (6) 分析結果については、監督職員に報告すること。 分析調査対象資材 <table><tr><th>部位</th><th>定性分析</th><th>定量分析</th></tr><tr><td></td><td>（試験数： ）</td><td>（試験数： ）</td></tr><tr><td></td><td>（試験数： ）</td><td>（試験数： ）</td></tr><tr><td></td><td>（試験数： ）</td><td>（試験数： ）</td></tr></table> 採取箇所は図示による (7) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。			部位	定性分析	定量分析		（試験数： ）	（試験数： ）		（試験数： ）	（試験数： ）		（試験数： ）	（試験数： ）
部位	定性分析	定量分析													
	（試験数： ）	（試験数： ）													
	（試験数： ）	（試験数： ）													
	（試験数： ）	（試験数： ）													

- | | |
|-----------|---|
| ○建設発生土の処分 | ※構外搬出適切処理（※運搬・処分費を含む）○処分地：
○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所にたい積 ○現場説明書による |
|-----------|---|

- 環境への配慮
- (1) 「排出ガス対策型建設機械指定要領」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する
- (2) 発生材の処理等
再資源化を図るもの
○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 ○建設汚泥
- (3) 再生資源の利用
※再生クラッシュラン ※再生アスファルト合材
- (4) 提出書類
以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。
① 再生資源利用(計画・実施)書
② 再生資源利用促進(計画・実施)書

- | | |
|-----------------|--|
| ○グリーン購入調達記録表の提出 | 資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能確保、コスト等に留意しつつ、「福井県県庁内グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共事業に係るグリーン購入記録表」を監督職員に提出する。 |
|-----------------|--|

- 情報共有システム
- ※利用しない
(ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する)
- 利用する
(情報共有システム運用ガイドライン(案) 福井県版を基に、福井県仕様システムに登録すること。)

- | | |
|--------|---|
| ● 電子部品 | <p>(1) 本事業は電子部品対象事業とする。電子部品は、「電子部品の取り扱い（案）福井県版（以下「要領等」という。）」に基づいて行う。</p> <p>(2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で2部提出する。</p> <p>(3) 電子成果品の提出の際には電子部品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルスチェックを実施したうえで提出する。</p> <p>また、検査までに（公財）福井県建設技術社に（公財）電子部品保管管理システムへの登録料を支払い、完成検査後、正を監督職員に提出（公財）福井県建設技術社に提出する。</p> |
|--------|---|

- | | | |
|-----------|---|--------------------------------------|
| ● 電子納品の対象 | 工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。
詳細については、「電子納品の手引き（案）福井県版」による。 | |
| | フォルダ名称 | 資料大分類 ファイル形式 |
| | PLAN | 施工計画書 PDF形式 |
| | SCHEDULE | 工程表 PDF形式 |
| | MEET | 打合せ簿 PDF形式 |
| | MATERIAL | 機材関係資料 PDF形式 |
| | PROCESS | 施工関係資料 PDF形式 |
| | INSPECT | 検査関係資料 PDF形式 |
| | SALVAGE | 発生材関係資料 PDF形式 |
| | DRAWINGF | 完成図 ※SXF(sxf)形式および
※JW-CAD形式 |
| | MAINT | 保全に関する資料 PDF形式 |
| | OTHRs | 契約関係資料 PDF形式（注１） |
| | | 施工図 ※SXF(sxf)形式 |
| | | 完成写真 JPEG形式（注３） |
| | | 工事実績情報 PDF形式 |
| | | 工事の一時中止 PDF形式 |
| | | 工期の変更 PDF形式 |
| | | 文化財その他埋蔵物 PDF形式 |
| | | その他の資料 PDF形式 |
| | （注４） | 工事写真 JPEG形式（100万画素程度） |

- 注1：元請・下請関係届出書、現場指示書は契約関係資料に入れる。それ以外については手引きによる。
注2：ファイル形による上表による。これ以外にない場合は監督職員と協議する。
注3：完成写真は電子画像の他、[〇四つ切 〇キャビネット]のプリントを()部提出する。
注4：フィルム構成など、「営繕工事写真撮影要領平成31年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)によるほか、監督職員の指示による。ただし画像データの編集はファイル名のみにとめる。

- 完成時の提出図書等

標準仕様書第1編第1章第7節および改修標準仕様書第1編第1章第8節による完成図等を作成し、監督職員に提出する。

電子納品によるほか、提出部数および作成様式等は下記のとおりとする。

種 類	原 図	製 本	備 考
※変更設計図	1 部	—	
※完 成 図	1 部	(注)2	
※保全に関する資料	—	2 部	
○長期保全計画書	—	2 部	

注 1：原図は施設毎に図面ホルダーに収納する。

注 2：完成図白焼紙 A 1 版 (※ 1 部)、A 3 版 1 部を提出する。

保守点検に必要な工具類一式を、監督職員に提出する。

- | | |
|-------|---|
| ○設計図 | ○設計図 A 1 の白焼きを()部、A 3 の白焼きを()部製本し提出する。 |
| ●著作権等 | 当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。 |

- | | |
|-------|--|
| ○一年点検 | 受注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。
施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。 |
|-------|--|

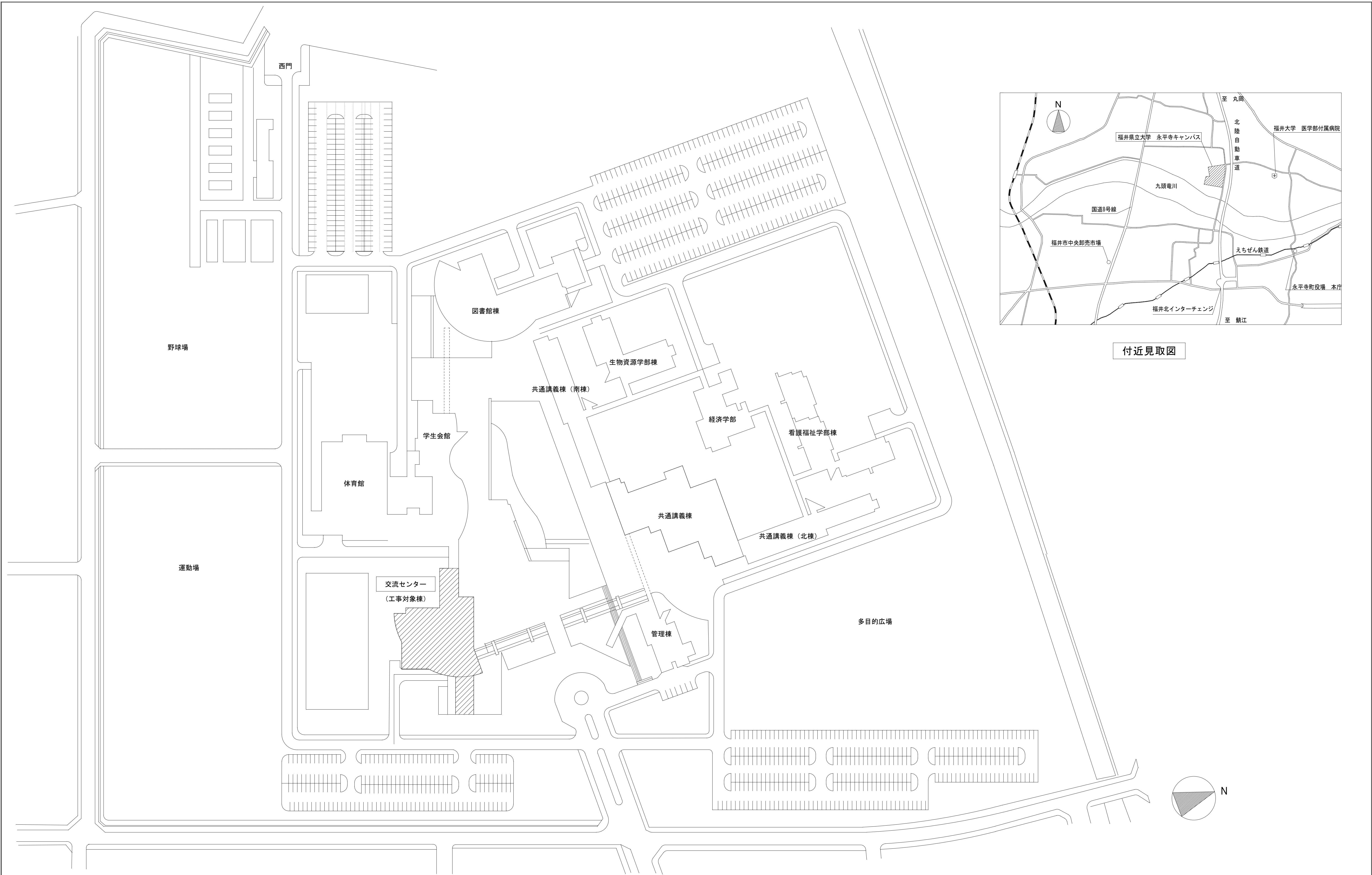
- | | |
|-------|---|
| ○耐震施工 | 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人 建築研究所監修）により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基礎施工要領は標準図（施工25～29）による。 |
|-------|---|

- | 設置場所 | | 耐震安全性の分類 | | | |
|---------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | ○特定の施設 | | ○一般の施設 | |
| | | 重要機器・水槽 | 一般機器・水槽 | 重要機器・水槽 | 一般機器・水槽 |
| 上層階 | | 2.0 (2.0) | 1.5 (2.0) | 1.5 (2.0) | 1.0 (1.5) |
| 屋上および塔屋 | | <2.0> | <1.5> | <1.5> | <1.0> |
| 中間階 | | 1.5 (1.5) | 1.0 (1.5) | 1.0 (1.5) | 0.6 (1.0) |
| | | <1.5> | <1.0> | <1.0> | <0.6> |
| 1階 | | 1.0 (1.0) | 0.6 (1.0) | 0.6 (1.0) | 0.4 (0.6) |
| および地下階 | | <1.5> | <1.0> | <1.0> | <0.6> |
- 注 1 () 内の数値は防振支持の機器の場合、< > の数値は水槽類に適用する。
- 2 重要機器（水槽類）は、下記による。（水槽類にはイールタンク等を含む。）
- | | | | |
|-----------|---------------|---------|----------|
| ○給水装置 | ○排水装置 | ○換気機器 | ○空調機器 |
| ○熱源機器 | ○防災設備 | ○監視制御装置 | ○危険物貯蔵装置 |
| ○火を使用する設備 | ○避難経路上に設置する機器 | ○ | |
- 3 上層階の定義は、次による。
- 6階建以下の場合是最上層、7～9階建の場合は上層2階、
- 10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階

- | | |
|----------------------------|---|
| (2) 設計用鉛直震度 | 設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 |
| (3) 吊り軽量機器の耐震支持 | (100kg以下の設備機器) |
| ① 耐震クラスS(指針表 2.2-1を参照) | 地震を受ける場合の吊り部材には、鋼鋼を用いる。 |
| ② 吊りボルトで耐震支持する場合には | 設計支持用吊りボルト4本で構成される4面にそれぞれ2本の斜材でX形とし、合計8本の斜材が必要。この時、自重支持吊りボルトに斜材を取り付ける角度は45度±15度とし、自重支持吊りボルトに結着する位置は上部のインサートと下部の機器支持部との合計長さ≧25cm以内とする。斜材は、自重支持用吊りボルトと同等以上の強度の金属材料(鉄鈹、全ネジボルトなど)を用いる。また、自重支持ボルトと斜材とを結着する部材は締め付け具を用い、クリップなどとは使用しない。 |
| ○機器の据え付け及び取付 | 機器の据え付け及び取付は標準仕様書第3編第2章第1節または改修標準仕様書第3編第2章第1節による。 |
| ○配管・ダクトの吊りおよび支持 | (1) 配管の吊りおよび支持などは、標準仕様書第2編第2章第6節または改修標準仕様書第2編第2章第4節の当該事項によるほか、配管の曲り部およびバルブ類取付箇所には、50cm以内に支持金物を設ける。 |
| (2) ダクトの吊りおよび支持などは | 標準仕様書第3編第2章第2節 または改修標準仕様書第3編第2章第2節による。 |
| ○建物導入部の変位吸収措置 | 建物導入部の変位吸収方法は、標準図(施工4.5)による。
○フレキシブルジョイント ※スリークッション |
| ●あと施工アンカー | 新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、原則としてあと施工アンカーは使用してはならない。 |
| 配管・機器等の吊下げ用アンカーには | 接着系アンカーを使用してはならない。 |
| 施工後確認試験を行う。ただし、吊りボルト用アンカー等 | 軽微なものは監督職員との協議により省略することができる。 |

- | | |
|------------------------|---|
| 試験方法 | 国土交通大臣官房官庁倉庫部の公共建築改修工事標準仕様書
(建築工事編) (平成31年版) 8.12.7による。 |
| 確認強度 | 監督職員との協議による。 |
| ○アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ | 屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。 |
| ○配管材料等 | 配管材料は標準仕様書第2編第2章第1節および改修標準仕様書第2編第2章第1節によるほか、表ー1「配管材料区分」による。 |
| ○一般用弁 | 水道直結部および面付部配部の耐圧は JIS または JV10K、その他は JIS または JV5K とする。配管類との接続により、電気腐食を起こす恐れがない材質のものを使用する。 |
| ○伸縮管継手 | 鋼管用伸縮管継手は下記による。
※ベローズ形 ※スリッパ形 |
| ○既設配管の再生を行う場合の留意事項 | 既設配管の再生を行う場合は、改修標準仕様書第2編 2.2.11 による。 |
| ○溶接接合 | 配管の溶接接合は標準仕様書第2編 2.5.17 または改修標準仕様書第2編 2.3.17 による。また配管以外も含めて、溶接部の非破壊検査は下記による。
※適用しない。
○適用する() 放射線透過検査 ○浸透探傷検査または磁粉探傷検査 |
| ○既設配管接続部の試験 | 既設配管を含む部分の試験 ※※ (監督職員の指示による) |
| ○埋設配管の防食処理 | 標準仕様書第2編 2.7.3 または改修標準仕様書第2編 2.5.3 による。
土中埋設の排水用塩ビライニング鋼管は、防食処置を行う。
鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分は、プラスチックテープを1/2重ね1回巻きとする。 |

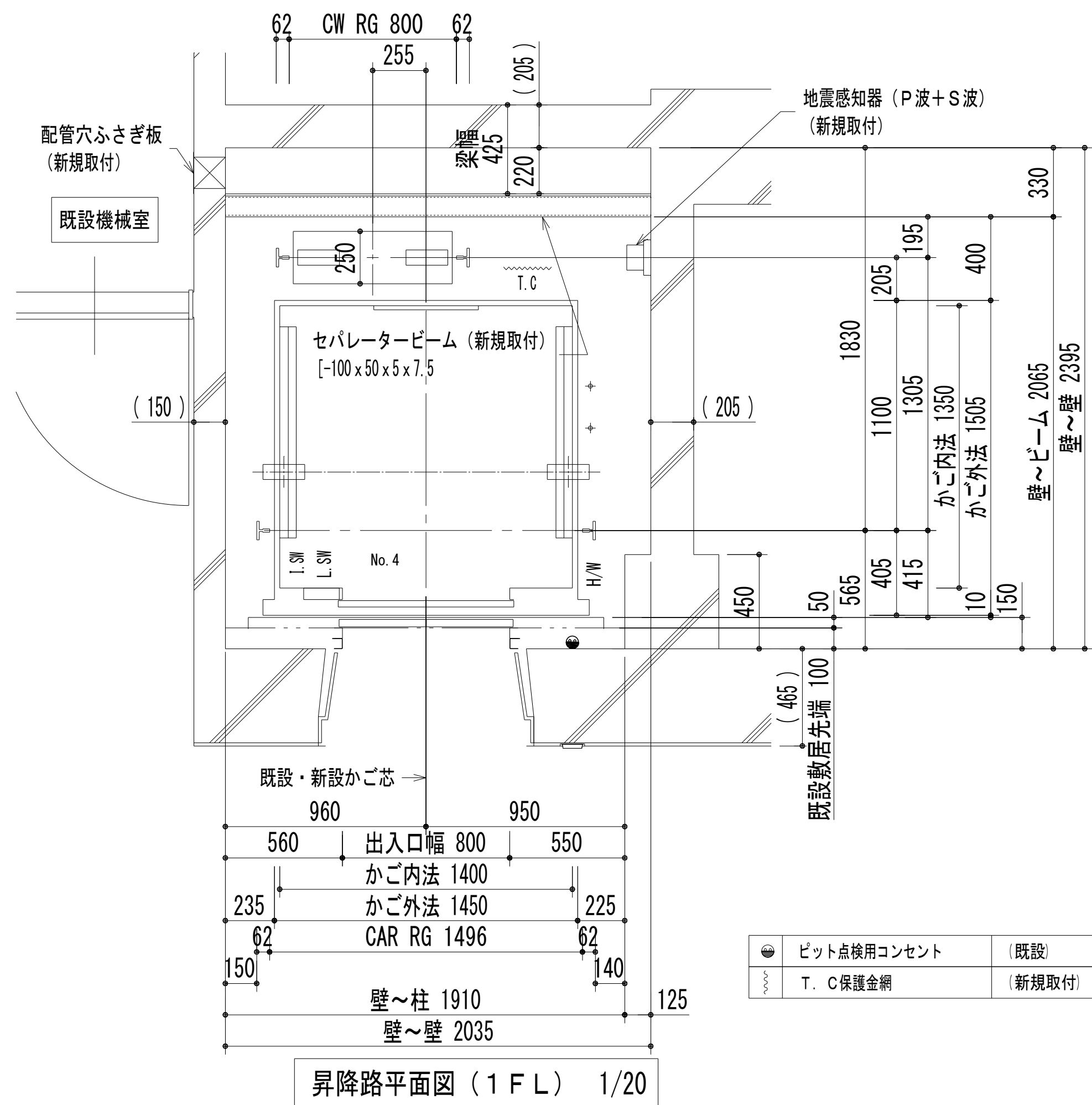
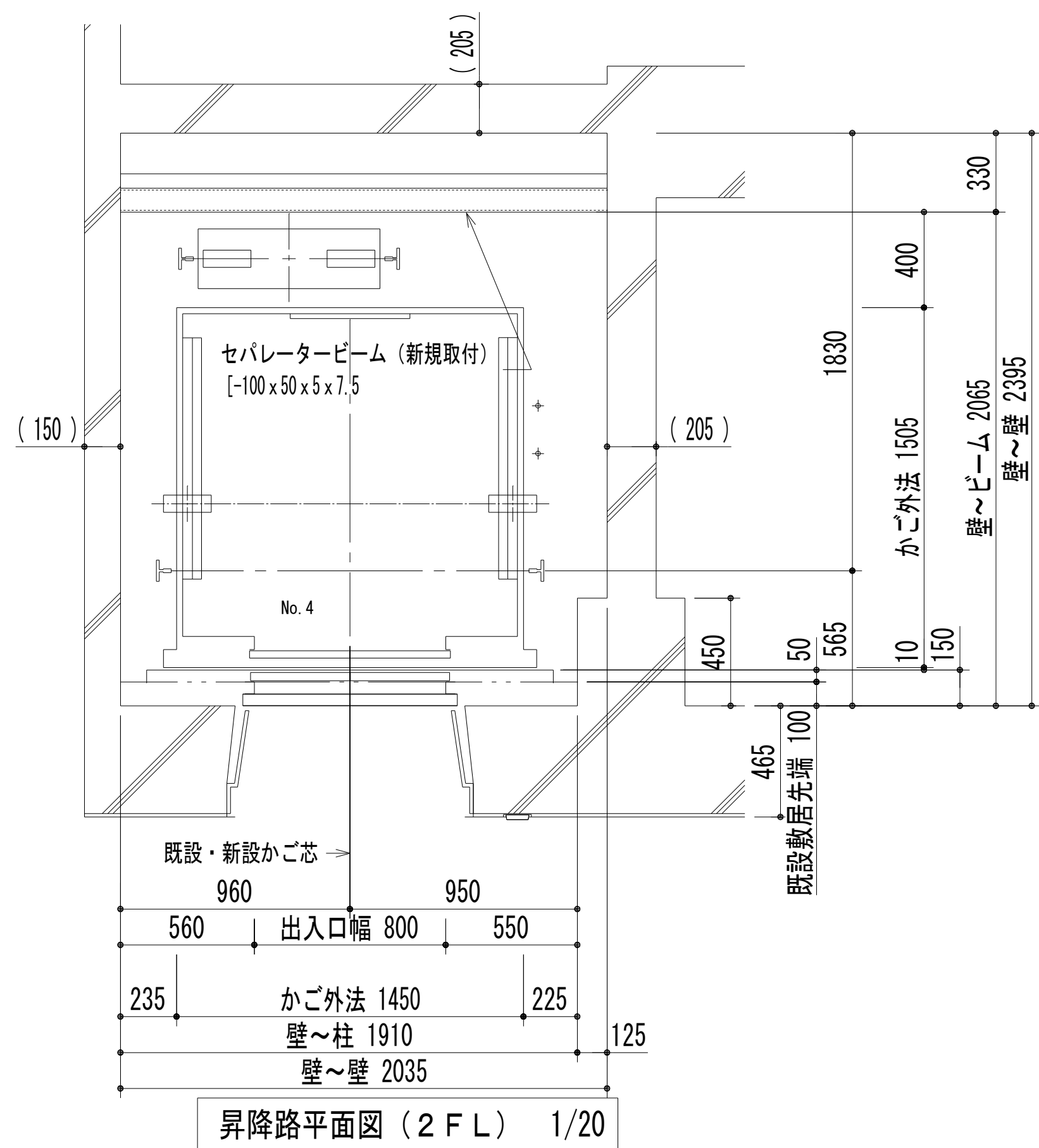
[illegible]

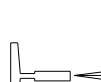


付近見取図

配置図 1/1000

年度 別		公立大学法人 福 井 県 立 大 学									 有 限 公 司 環 境 シ ス テ ム 設 計		総 括		設 計		工事名称 永平寺キャンパス 交流センター エレベーター更新工事		図面番号 EV- 03	
R 2		第一分類	第二分類	第三分類	審 査							代表取締役 松 山 憲 雄 福井県福井市花堂東 2 丁 目 4 1 1					図面名称 配置図・付近見取図	縮尺 1/1000		
2 年 6 月		分類 番号			査															

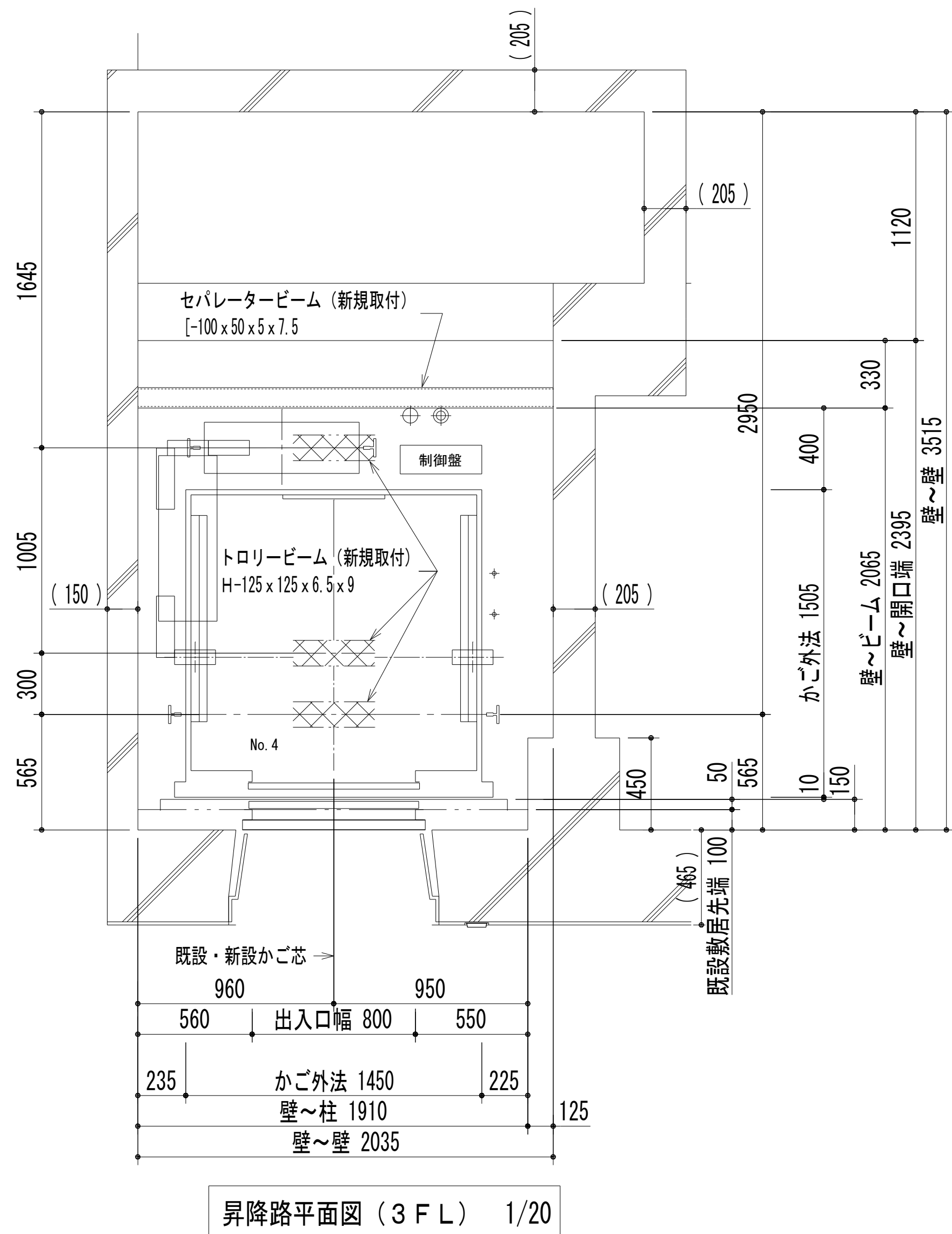


レール反力リスト (地震時作用荷重)		No. 4	
	かご側	P_x	4.00 kN
	一般階	P_y	2.00 kN
	かご側	P_x	5.10 kN
	最上階	P_y	3.80 kN
	おもり側	P_x	6.20 kN
	一般階	P_y	3.10 kN
	おもり側	P_x	10.20 kN
	最上階	P_y	7.10 kN

上記 荷重による柱及び梁のたわみは5 mm以下となるよう選定すること。

				(1台1回線)	
電源設備				(低圧)	
号機名			No. 4		
電源設備容量	動力	200 V		5 kVA	
	照明	100 V		1.5 kVA	
最大電流			29.9 A		
動力線サイズ (mm ²)		5.5	8	14	
最大引込み距離 (m)		54	83	146	
建屋側MCCB		40 A			
接地線最小サイズ		3.5 mm ²			
インターホン用配線		φ 0.9 × 10 本			
電話用配管・配線		φ 19 配管・電話線 1 P			
ビットコンセント容量		1 kVA/台			

⊕	電源引込み (受電盤への接続) ・動力・照明、接地線 最上停止階FLー 1350 mm 引出長さ 3 m	(新規更新)
⊕	配線引込み ・インターホン配線、電話線 最上停止階FLー 650 mm 引出長さ 3 m	(新規更新)



概略仕様	号機名 (台数)	No. 4 (1台)		
	用途 (形式)	乗用 車いす仕様		
	積載量 (定員)	750 kg (11人)		
	速度	60 m/min		
	制御方式	交流インバータ制御方式 (回生無)		
	操作方式	乗合全自動方式		
	停止ヶ所・出入口方向	(1~3FL) 3ヶ所 1方向		
	かこ内法 (W x D x H)	1400 mm X 1350 mm X 2300 mm		
	出入口寸法 (W x H)	800 mm X 2100 mm		
	ドア方式	2枚戸中央開き (電動式)		
	電動機出力	AC - 4.5 kW (ギヤレス)		
	電源	動力	三相3線 200 V 60 Hz	
		照明	単相 100 V 60 Hz	
	管制運転	地震	有 (P波+S波感知器 (3段検知) リスタート機能付)	
		火災	有	
		自家発電	無	
ビット浸水		有		
停電時自動着床装置	有			
耐震クラス	A14			
かこ内連絡装置	24V同話通話インターホン			
基本仕様 及び 標準装備仕様	ローラーガイド (かこ、おもり) 照明・換気装置自動休止機能 長周期地震対策 2D多光軸 (マルチビーム) ドアセフェティ 反転呼びび一括キャンセル機能 戸開放時間自動設定 行先階取消し機能 気配りアナウンス機能 戸開走行保護装置 しきい開すきまレス 広角ミラー付操作盤			

特記事項

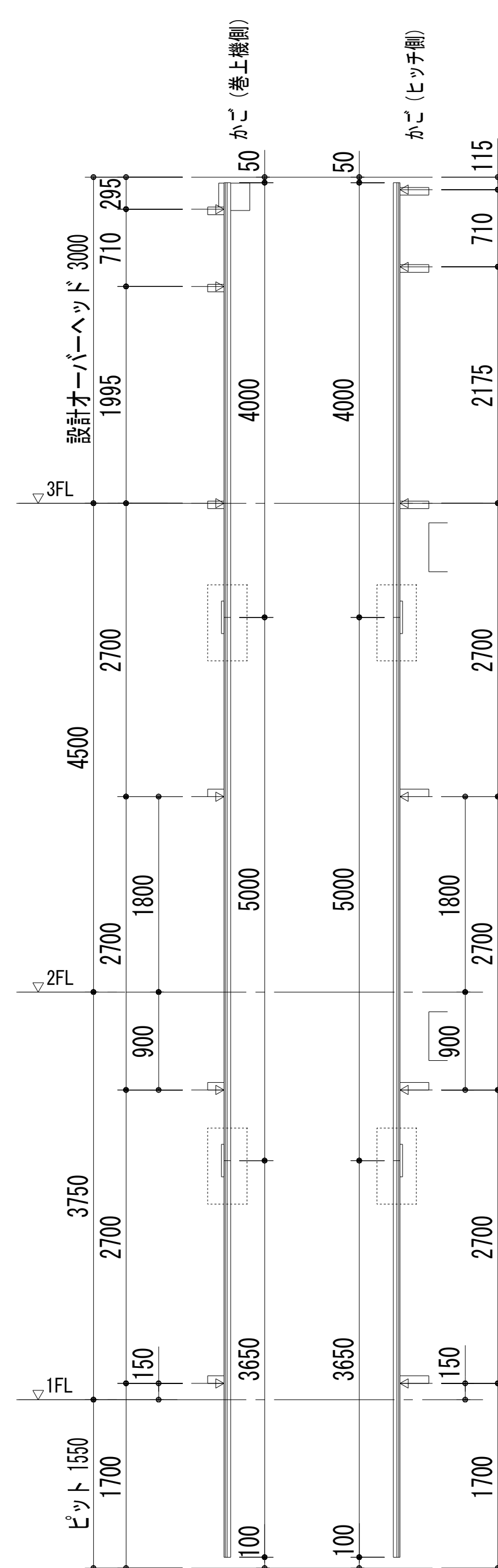
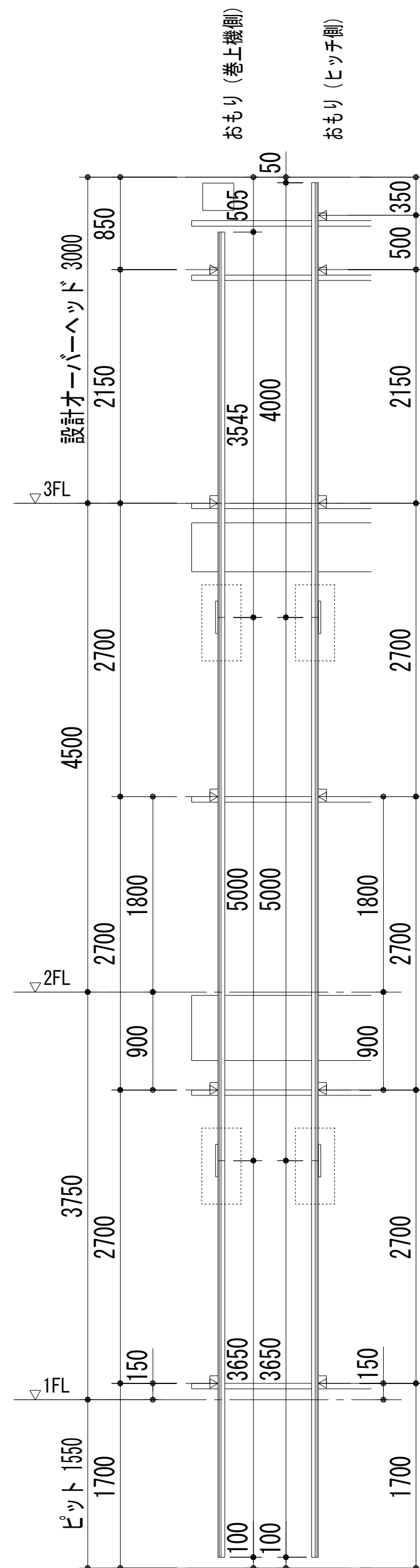
- ・スタンダード照明
- ・かご床点字タイル
- ・非常呼びボタンガード（ステンレス製スイング式）
- ・機械式ドアセフティ（両側）
- ・お知らせドアセンサー
- ・かご内防犯カメラ（記録装置内蔵・映像確認装置付）
- ・かご操作盤液晶インジケーターかご内カメラ映像表示
- ・非常放送用スピーカー
- ・荷荷（ステンレス製、t 2、H350）
- ・かご操作盤点字プレート
- ・乗場ボタン点字プレート
- ・高調波対策
- ・かご電子チャイム

積込み荷重制限	荷重条件	250kg（4輪台車を使用するものとし、台車の重量を含む）
	重量物の積込みは、一回当たり荷重条件以下で積込み下さい。 ※フォークリフトの使用は不可。	

車いす仕様

- ・音声案内装置
- ・専用乗場ボタン
- ・専用操作盤
- ・ミラー（合わせガラス）
- ・手摺（ステンレス製ユニバーサルタイプ、2方向）

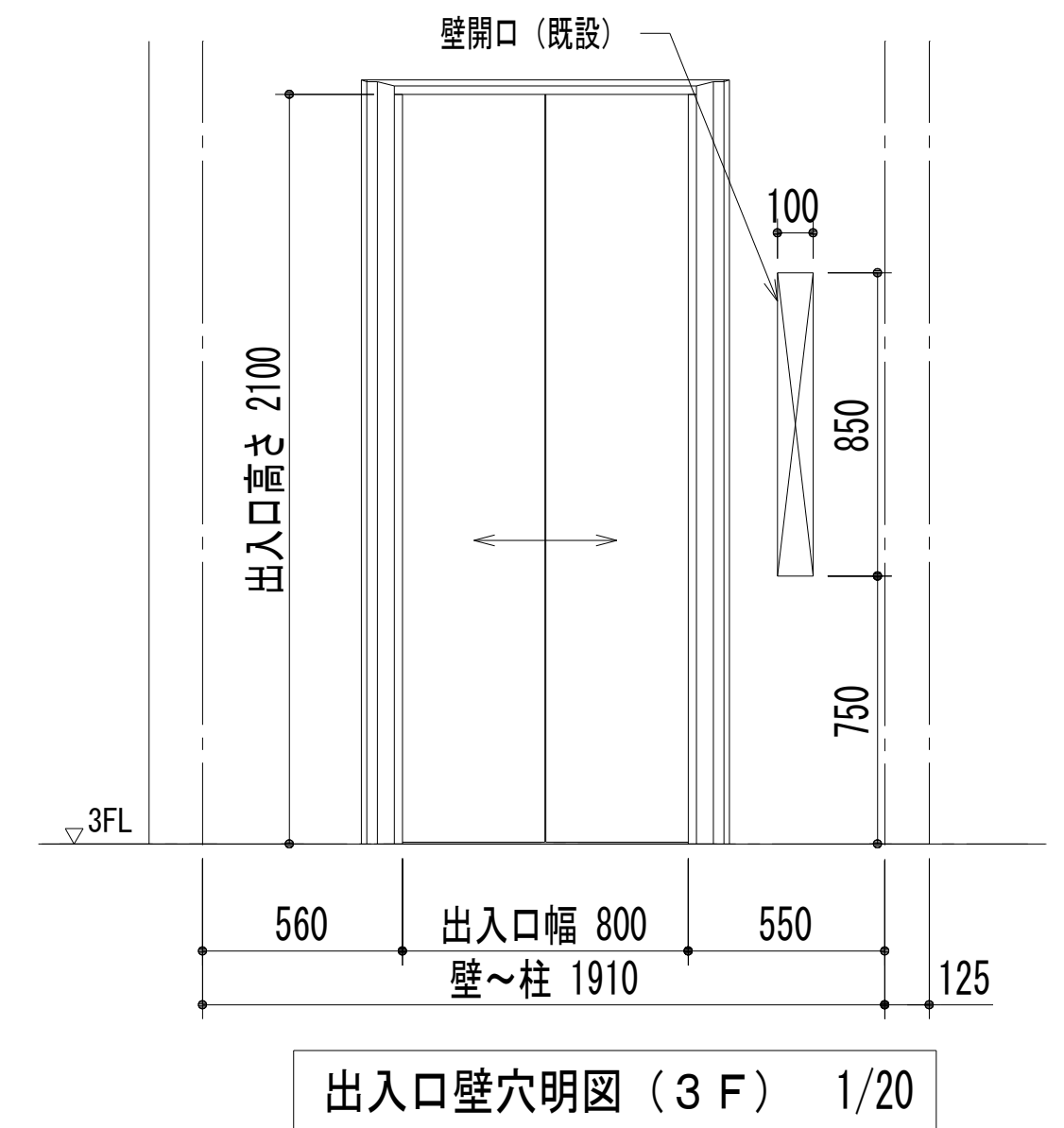
No. 4		
遮煙のりばドア (Smokeproof)		
適用階床	1~3 FL	

No. 4

	レール支持間隔	レール支持範囲	レールブラケット
かご（ヒッチ側）	2700	3170	6 カ所
かご（巻上機側）	2700	3040	6 カ所
おもり（巻上機側）	2700	3350	5 カ所
おもり（ヒッチ側）	2700	3370	6 カ所



※点検用タラップはピットに保管

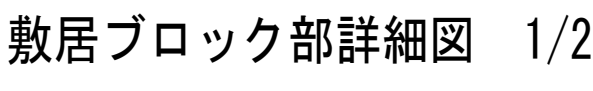


No. 4

ピット反力	73.20 kN	
ピット衝撃荷重	かご側	73.90 kN
	C/W側	57.80 kN



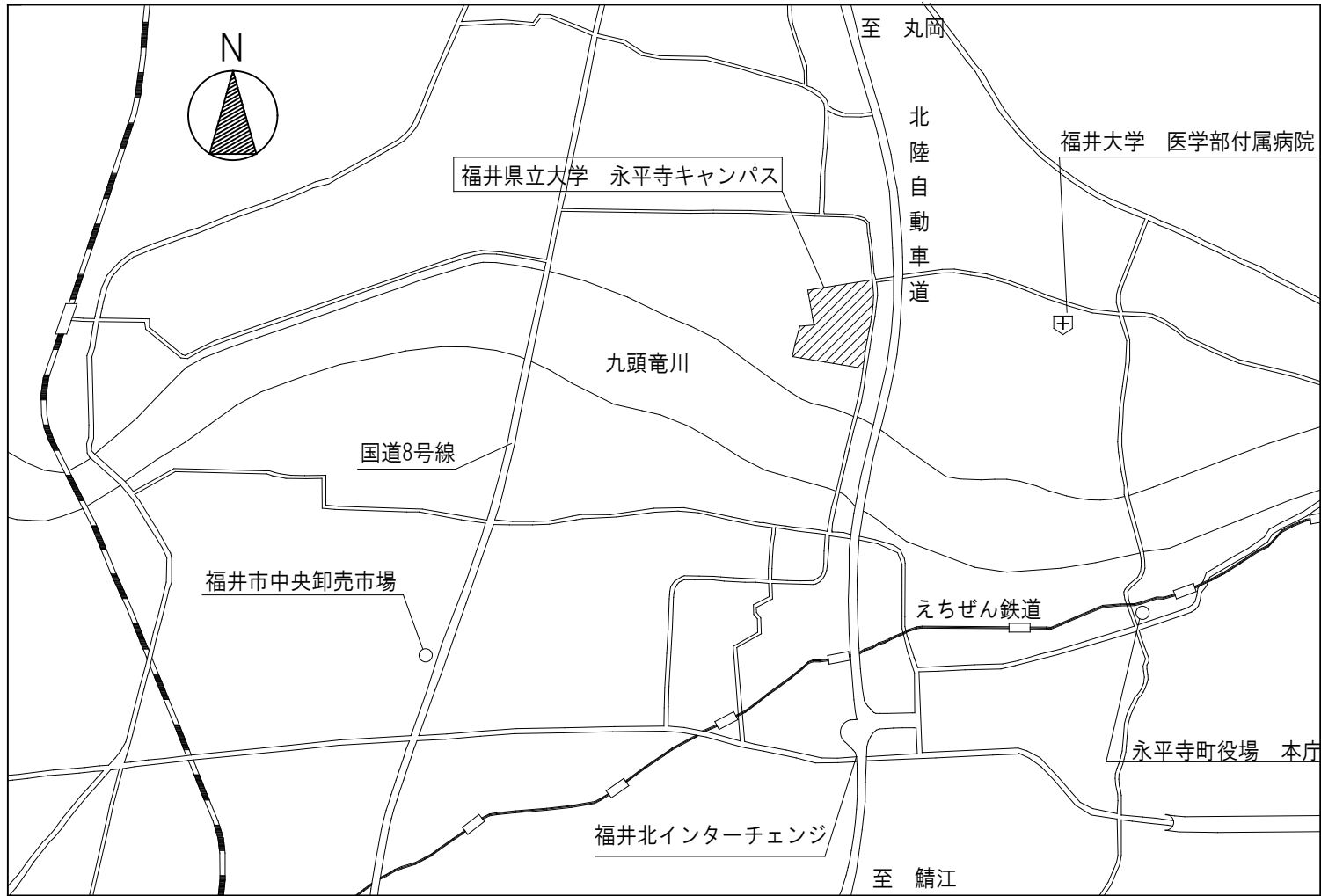
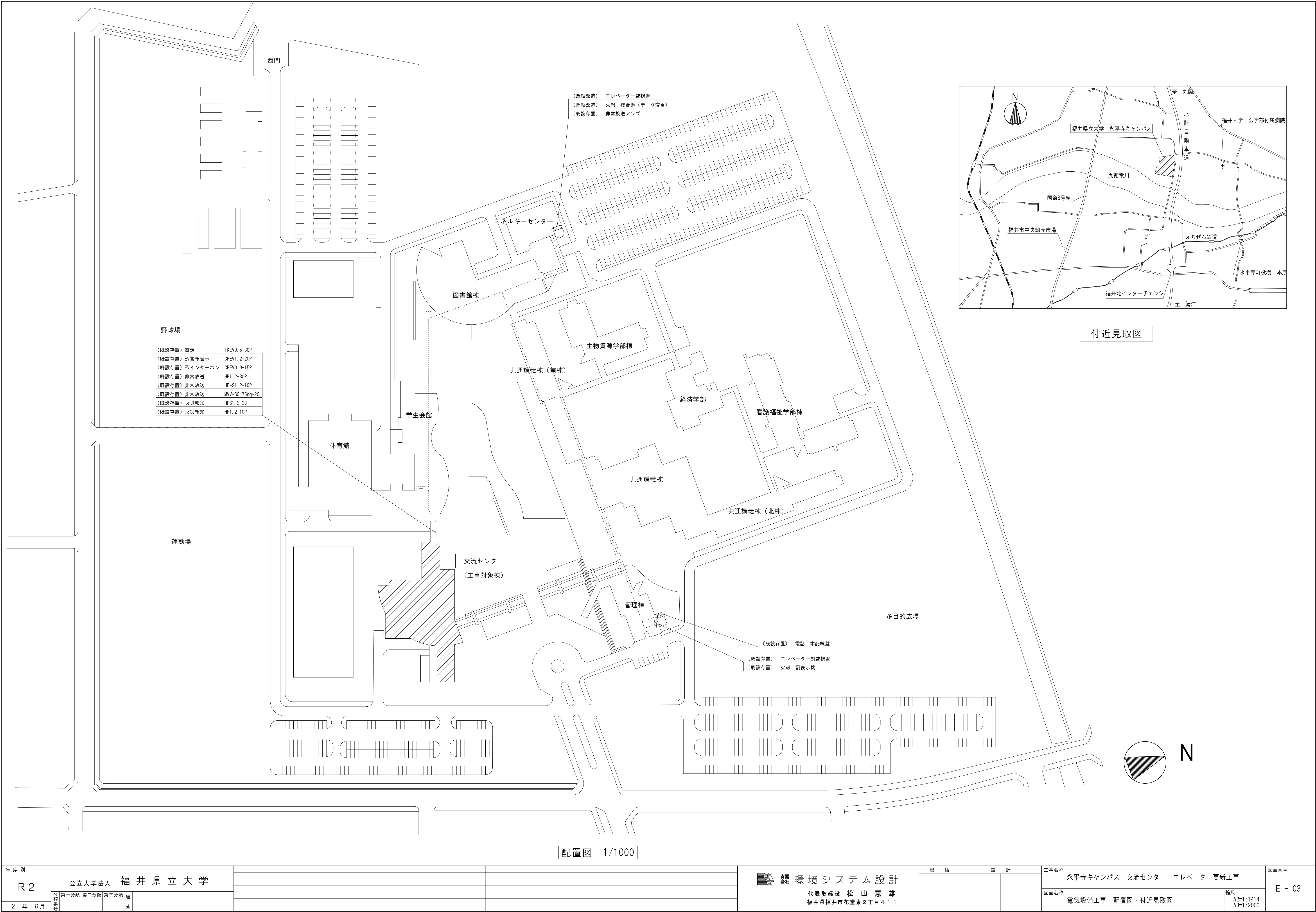
No. 4		
遮煙のりばドア (Smokeproof)		
適用階床	1～3FL	



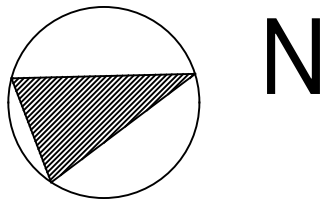
乗場インジケータボタン	
アダプタープレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
プレート	ステンレス製ヘアライン仕上（長手方向ヘアライン）
上下プレート	樹脂製（オフブラック）
表示部	樹脂製（スモーク）
方向灯	点灯時「アンバー色（山吹色）」、〔LED、ドット式〕
位置灯	点灯時「アンバー色（山吹色）」、〔LEDデジタル、ドット式〕
呼ボタン	抗菌仕様 樹脂製（黒色）、矢印、凸矢印（乳白色）、枠（白色（ライトグレー）） 応答時「アンバー色（山吹色）」、矢印、凸矢印点灯、〔LED〕
シンボルマーク	銘板貼付 地色（青色）、絵文字（銀色）
パーキングスイッチ	キースwitch
点字銘板	ステンレス製



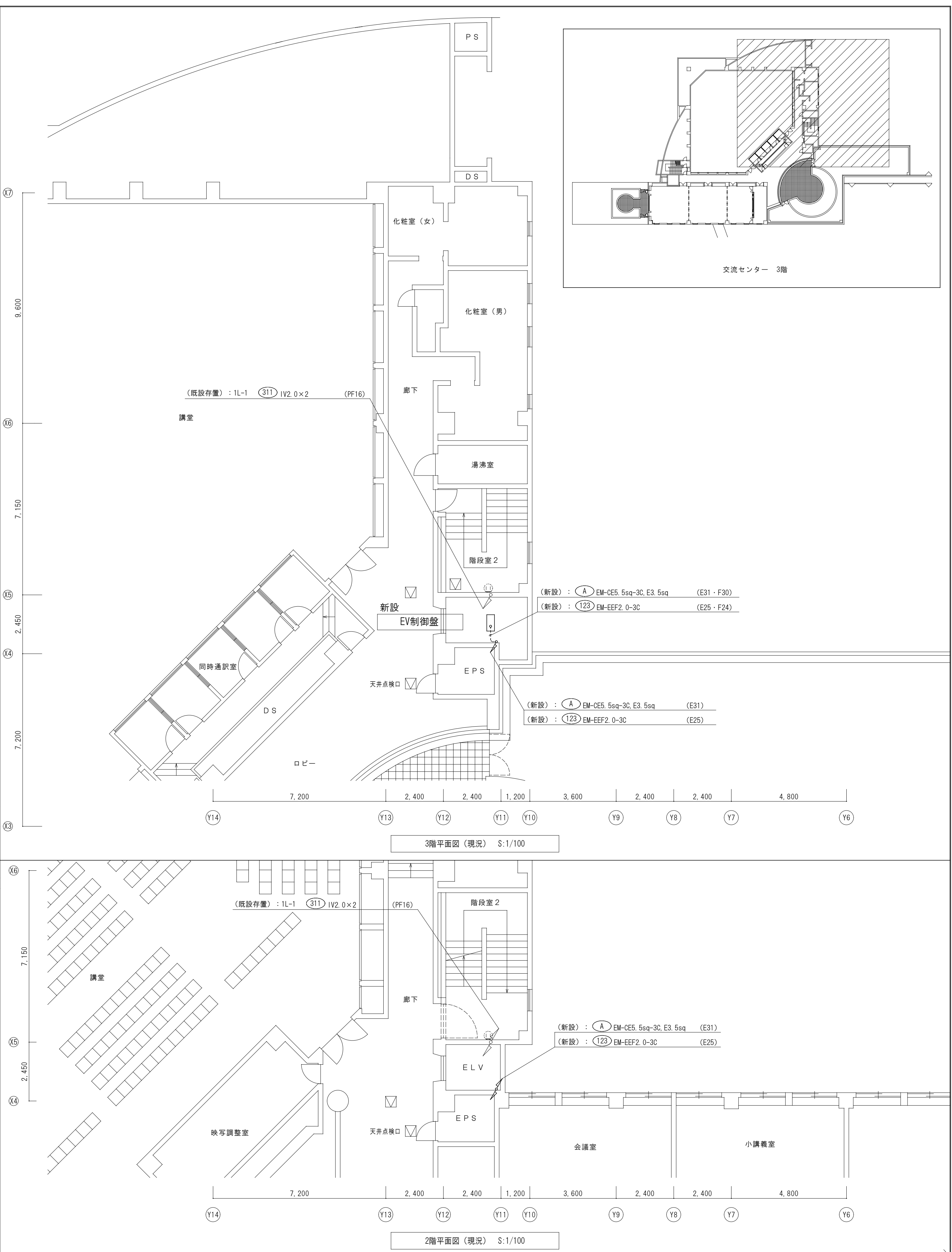
図面名称	縮尺
昇降機意匠図	1/2, 6, 20

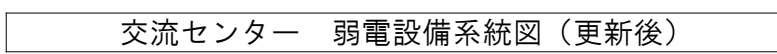
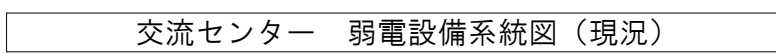
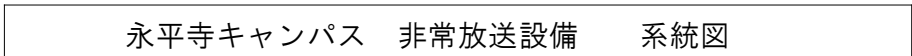
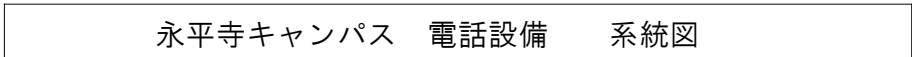
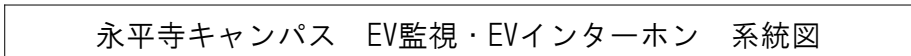


付近見取図



年度別		公立大学法人 福井県立大学								 環境システム設計		総括	設計	工事名称 永平寺キャンパス 交流センター エレベーター更新工事		図面番号		
R 2										代表取締役 松山 憲雄							E - 03	
2 年 6 月		分類番号								福井県福井市花堂東 2 丁目 4 1 1					図面名称 電気設備工事 配置図・付近見取図		縮尺 A2=1:1414 A3=1:2000	



永平寺キャンパス EV監視・EVインターホン 系統図

火災報知設備 改修工事概要

更新するエレベーター制御盤に火災警報運転用配管配線を敷設する。

交流センター 既設中継器盤に移用中継器を追加し、エネルギーセンターにある既設 複合盤のデータ変更を行う。

その他、既設機器及び配管配線は存置とする。

永平寺キャンパス 火災報知設備 系統図

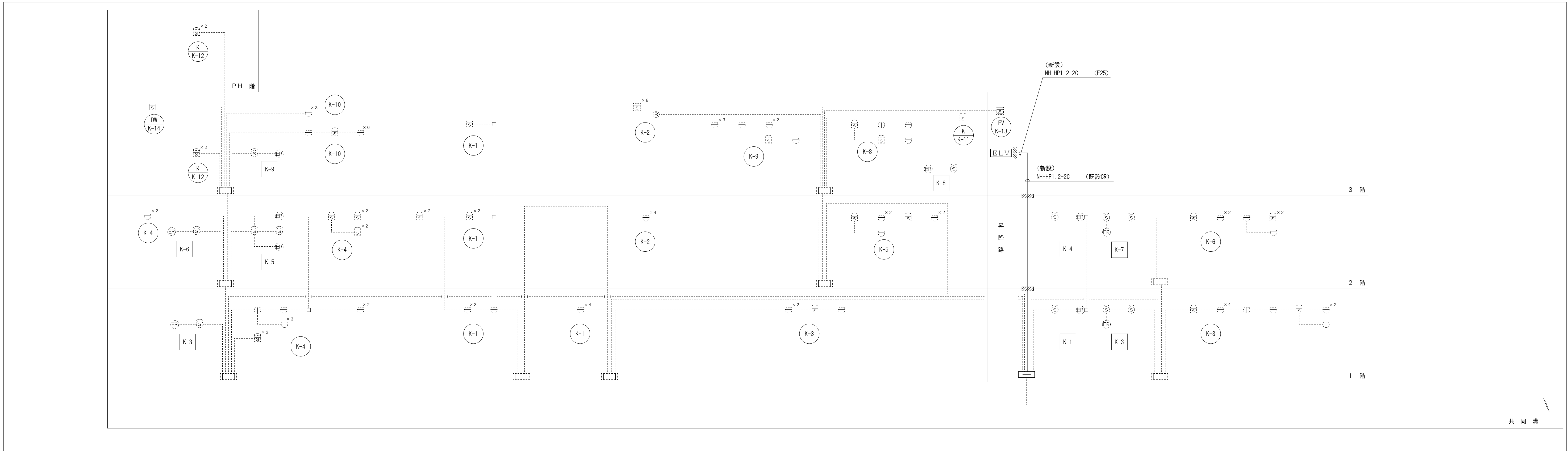
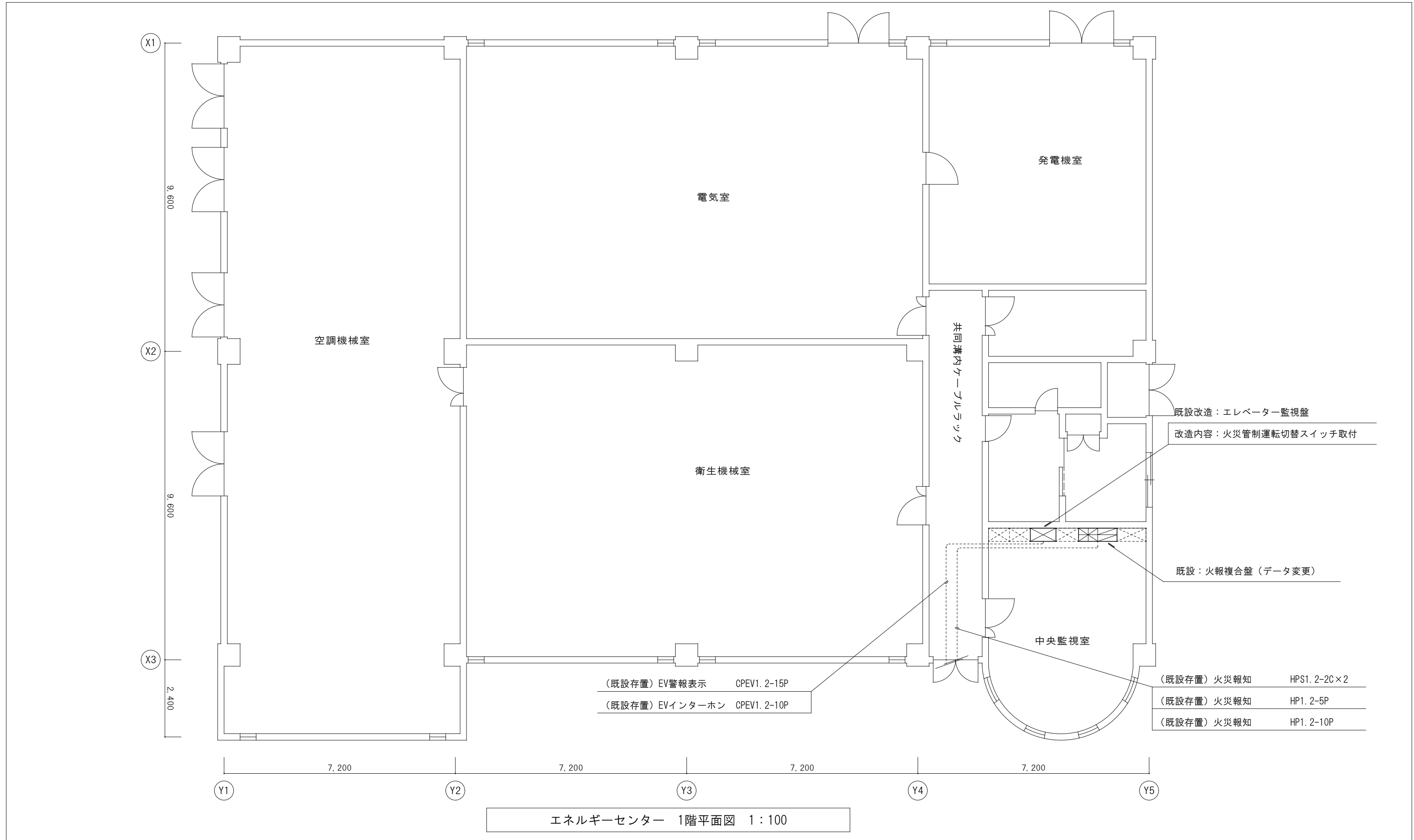
注 記

改修工事において既設回路の調査を行うこと。

改修に関りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。

注 記

- 〔既設〕複合盤仕様は下記とする。
GR型1系統MAX500回線以上
受信機 4桁×2窓（7セグメントLED）
・火災表示 4回線
防災連動制御盤 4桁×2窓（7セグメントLED）
・防排煙 4回線
警報メッセージ表示部
漢字・カナ・英数字・40文字×10桁
バックライト付LCD
メンテナンス表示
漢字プリンター内蔵（JIS第一水準・外字登録可能）
情報伝送式感知器接続可能とする。
- 〔既設〕表示器は壁掛型とし、表示内容は主受信機に準ずる。
- 〔既設〕ベルは出火階及び直上階、鳴動方式とする。
- 〔既設〕夜間閉鎖する防火戸は手動で閉鎖された時、複合盤に表示を出す事とする。
上記時の警報は再鳴動方式とし、常時鳴動しないものとする。
- 〔既設〕共同溝内はケーブルラック上配線とする。
- 〔既設〕屋内消火栓ポンプ始動方式は発信機連動方式とする。
- 〔既設〕複合盤は光電式分離型感知器接続可能とする。
- 既設の監視は別途中央監視盤との取合に付いてはRS-232Cインターフェースにて接続可能とする。
- 特記なき配管配線は下記参照。
----- 新設配管配線を示す。
----- 既設配線（存置）
※二重天井内はケーブルころしが配線とし、
スラ・壁に移行する場合は電線管にて保護すること。
但し、防火区画貫通箇所は防火区画貫通処理材（国土交通大臣認定品）により保護のこと。



交流センター	火災報知設備	系統図
--------	--------	-----

[illegible]

